慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	米国コージェネレーション法制論序説 (二・完):
	電力会社による電気購入問題をめぐる主要判決を中心として
Sub Title	Major court decisions on cogeneration under PURPA in the United States of America (2. End)
Author	藤原, 淳一郎(Fujiwara, Jun'ichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1988
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.61, No.11 (1988. 11) ,p.35- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19881128-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

米国コージェネレーション法制論序説(三・完)

――電力会社による電気購入問題をめぐる主要判決を中心として―

藤 原 淳 郎

第二節 公益事業規制政策法をめぐる主要判例 二、アメリカの電気事業の概要 一、各州の実施にかかる主要判例 、FERC対 2 (3) 判決の検討——連系…………(以上前号) (1) 判決の概要 (イ) コン・エディ社対州公益事業委員会事件 アメリカン・エレクトリック・パワー事件(一九八三年) ニューヨーク州 判決の検討――「全回避原価」規則 第四節 結語――電力買い上げ制度の展望………(以上本号) 第三節 第三者供給の許容性 (2) カンザス州 (口) 同右事件 (イ) カンザス・シティ・パワー・アンド・ライト社対

(ロ) オキシデンタル・ケミカル社対 州公益事業委員会事件

一、問題の所在

州企業委員会事件

(3) キャリフォルニア川

――パシフィック・ガス・アンド・エレクトリック社

対キャリフォルニア州公益事業委員会事件

35

第二節 公益事業規制政策法をめぐる主要判例 (承前)

二 各州の実施にかかる主要判例

ならびに各州公益事業委員会の手に委ねられていたといえる。そこで、 定ならびに関連FERC規則の現実の実施は、各州内の電気事業への規制権限を有する「州」、具体的には、各州議会 歴史的には州際事項にしか権限を有しないため、 ピ」本誌五九巻一二号)のミシシッピ事件も、本稿(本節一)のアメリカン・エレクトリック・パワー(以下「AEP))事件 のうち、特に電気事業者のコージェネレーション等からの購入料金に関する主要判例を検討したい PURPAをめぐる既述の二判例、すなわち、 いずれもPURPAないしFERC規則そのものに関する争訟である。周知のように、連邦すなわちFERCは、 旧稿 コージェネレーション・小規模発電に関わるPURPA第二部の規 (「公益事業規制政策法と合衆国憲法第十修正——FERC対ミシシッ 次に、 各州の実施段階において起こった争訟

(1) ニューヨーク州

(イ) コン・エディ社対州公益事業委員会事件

料金を定めている た。 ン設置者等からの電気購入料金と、電気事業者からコージェネレーション設置者等への(バック・アップ)電気販売 同条一項は、 一九八〇年、 コ ージ = = 1 _ ネ \exists ーク州は、 ν 1 . ショ ン設置者等と電気事業者との関係のうち、 同州公益事業法に、新たに六六条のC「エネルギーの節約」 電気事業者によるコ ーリジ の ---カ条を加え レリ

「我々の有限で高価なエネルギー資源を節約し、その最も効率的な利用を講じるため、

代替エネルギー製造設備、

 \exists

期の契約に入ることを要求せねばならない〕」(傍点引用者)。 ネレーショ 理的料金に定めること、但し、そのような〔補助又は予備電力供給〕 設定せねばならない、という条件のもとで〔長期の契約に入ることを要求せねばならない〕。(b)どんな代替エネル 条件として、各〔電気〕事業者に対し、少なくとも一キロワット時六セントの最低販売料金 (minimum sales price) を を、 mically reasonable) 社または蒸気会社も、(a) 委員会が、〔契約内容が〕当該会社の需要家に適正で 経済的に 合理的で(just and econo-ギー製造・小水力・コージェネレーション設備に対しても、補助又は予備電力を、非差別的を基礎として、 契約 (long term contract) に入ることを要求せねばならない。但し、委員会は、一九八〇年六月二六日現在ならびにそ 中に宣言された政策を見出だすような期間と条件 (terms and conditions) で、どんな代替エネルギー製造設備、 コージェネレーション、 宣言する。 れ以降開発されるそのような〔代替エネルギー製造、 ネ ı. 〔設備から事業者への〕販売料金が当該事業者の発電費用の増加を反映させるために委員会による定期的改訂を レーション設備、 この宣言された政策の実施のため、〔州公益事業〕委員会は、直接又は……子会社による〔電気〕 ン・小水力・代替エネルギー製造設備の所有者又は管理者から全額支払われないかぎり、どんな電気また ーション設備、 〔右付加的な設備を〕建設することを要求することを本条は一切含まない、 コージェネレーション設備者・小水力発電者・代替エネルギー発電者に非差別的で、さらにこの 小水力設備からも電気または有用な熱エネルギーを購入する若しくは託送するための、 小水力、代替エネルギー製造設備への参加を促進させねばならない。 小水力設備の発展を促進することが公共の利益にかない、 コージェネレーション・小水力〕設備どれでもからの電気購 目的のためのどんな付加的な設備も、 当州の政策であることをここに という条件のもとで〔長 加えて、どんな電力会 適正で合 長期の = 1

の電気購入料金

連邦公益事業規制政策法(PURPA)

を「少なくとも一キロワット時六セントの最低販売料金」と規定したことが、

長期契約に限定はしているが、

電気事業者のコージェネレーション設置者などか

ないしFERCの「全回避原価」を超えるものとして、訴訟が提起されることとなったのである。

これに対して、右決定の再審査を求めて、コン・エディ社が出訴した。両当事者の申立てにより、連邦最高裁での「本稿本節一 り二一ドルの capacity credit を与えねばならないとの委員会決定の違法を主張した。 従って連邦法に違反し無効であること、第三に、夏のピーク時期にオン・サイト型発電者からの供給された電気一キロワット当 からの電気の卸販売は州際通商においてFERCの排他的管轄に服するという連邦動力法(以下「FPA」)に違反して 無効で 連邦の適格認定設備(QFs)ではないオン・サイト型発電者からの電気の購入を要求する 委員会決定 は、オン・サイト型発電者 の〕AEP判決が下るまで、本件訴訟手続きを中断し、右連邦最高裁判決の後、申立て人は、請求を三点のみにしぼり、第一に、 上の適格認定設備(QFs)から少なくも回避原価で電気を購入することを提示すべきことを決定した(63 N. Y.S. 2d at 432)。 は、ニューヨーク・コンソリデイティド・エディソン社(Consolidated Edison Co. of New York 以下、「コン・エディ社」) ネルギーの購入を提示すべきこと、第二に、州法上の適格認定設備(QFs)から少なくとも一キロワット時六セントで、 [事実の概要] 第一に、連邦法上または州法上の適格認定設備(QFs)であるオン・サイト(需要地設置)型発電設備からの電気エ 右の州法に基づいてニューヨーク州公益事業委員会(Public Service Commission of the Stat of New York) 州の「一キロワット時六セント」の購入料金は、FERCによって設定された「全回避原価」よりも高く、

邦が設定しているが、「一キロワット時六セント」は、これを超える料金を認める事になってしまうこと、第二に、 う基本的な見解に立っている。ことに後者の「一キロワット時六セント」に関しては、第一に、電気事業者の需要家(rato payer) 申立て人にオン・サイト型発電者からの電気の購入を要求できないし、連邦が命じる以上の料金での購入を要求できないと判示 主張を認め、この分野を連邦法が先占し(preempted)、ニューヨーク州法ないし規則は、連邦適格認定設備(QFs)でなければ 〔連邦の〕代替エネルギー政策であって、州の公益事業規制ではない。連邦政府は、エネルギー分野で 国家全体として(nation した。すなわち、 への料金節約をも考慮の対象にして(〔本稿本節一の〕AEP判決)、需要家への将来の料金節約と両立する「全回避原価」を連 ニューヨーク州上訴裁判所 (Supreme Cort, Appellate Division) は、一九八三年一二月三○日、申立て会社の第一と第二の 利益をもたらすための実質的活動を行っており、それと矛盾する州の行為はくつがえされなければならない、とい PURPA二一○条並びにFPAの背景となっている立法意思は、全州規模のエネルギー危機と闘うための

業委員会は、

第一に、

FPAは、

額の capacity credit をオン・サイト型発電者に与えるのは、合理的基礎があり、記録により支持されると判示した。 立て人が、大口需要家から夏のピーク時期に一キロワット当り二一ドルの設備費用(capacity cost)を課していることから、 FERC v. Mississippi 判決が、PURPAは連邦の基準を超える権限を州に与える意思のあったことを認めたものであると主張 って、「一キロワット時六セント」の最低料金は、〔連邦に〕先占され、強制され得ないと判示した。残る第三点については、申 してのものではなかったこと、談会は明らかに州がFERC規則に従い、回避原価が最大購入価格の積りであったこと、したが 同判決の「協調的連邦主義 (cooperative federalism)」は、PURPA第一部と第三部に関してのもので二一〇条に関

・ガス社)が、同州の最高裁判所に上訴した。 らびにFPAの先占によって違法と判示した点を不服として、州公益事業委員会(ならびに参加人ブルックリン・ユニオン ント」での購入提示を命じたことと、州法上の適格認定設備 (QFs) からの購入も義務付けたことが、PURPAな 右の州上訴裁判所判決において、(州公益事業委員会がコン・エディ社に)適格認定設備 (QFs) から「一キロワット時六

があり、第二に一キロワット時六セントは、電気事業者の需要家は(電気事業者が増大した購入費用を最終的に需要家の料 ることを要求されないとの〔連邦〕議会の目標の達成を邪魔することになると主張した (63 N.Y. 2d at 434-5)。 金引上げの形で転嫁することによって代替エネルギー製造の普及を助成することが起り)、代替エネルギー製造の普及を助成す ディ社は、第一に回避原価購入を最高とするPURPAと、州法の最低六セントとの間に「直接矛盾(direct conflict)」 ついて、上訴・州公益事業委員会は、PURPA二一○条は、連邦規則の全体スキームによって明示的にも黙示的に 前者の、電気事業者の適格認定設備(QFs)からの電気購入料金が、PURPAによって先占されているかどうかに 州法の最低一キロワット時六セント規定を先占するものでないと主張した。これに対して、被上訴会社コン・エ

州公益事業委員

後者の州適格認定設備からの購入義務付けが、FPAによって先占されているかどうかについて、上訴・州公益事

単に「販売」したがって「販売者」に関する規制を行ならもので、

facilities) へのFERCの排他的管轄権に異議を唱えた (63 N.Y. 2d at 439)。

あって、 者のニューヨーク州の需要家への再販売のための販売 (a sale for resale to the utility's New York State consumers) で 理的であること、第二に州適格認定設備により生産され州内電気事業者により購入された電気は、明らかに電気事業 会が電気事業者の購入料金を規制することは、〔連邦〕議会が州に任せた「〔電気〕購入者」の規制にすぎないので合 州際通商 (interstate commerce) に該当しないとして、単に州法上の適格認定設備 (purely State qualifying

設備からの購入〕について、〔連邦法上の適格認定設備には該当しない〕単なる州法上の適格認定設備 ていないので、右の州公益事業委員会規則部分は違法でないとし たが、〔原審〕申立て会社主張第一点〔州適格認定 者から、 料金〕について、PURPAは、当州が電気事業者に、連邦ならびに州法の下で適格認定された代替エネルギー製造 違法〕との判断を下した。 電気購入をも電気事業者に要求することは、FPAの規定によって〔連邦に〕先占されている〔ので、委員会規則は ーヨーク州最高裁判所 〔電気〕エネルギーをPURPAの最高料金を超える料金で購入するための提示を要求することを、 (Cort of Appeals) は、一九八四年一○月二五日、〔原審〕申立て会社主張第二点 (QFs) からの 先占し

のは、 this section)要求される料金の上限として働くことを意味する』(1978 U.S. Code Cong. & Admin. News, at 7831-2) といぅ 文脈における最高料金であるにとどまり、……「議会議事録における」『電気事業者が本「PURPA二一〇〕条のもとで(under (abusolute ceiling) であることを予定されていたとの誤った前提に基づいている」という(傍点、原文イタリック体)。すなわ 訴会社主張は、「連邦の〔回避原価という〕最高購入料金は、連邦又は州の規制当局によって設定 され る 料金 の 絶対的な上限 州最高裁は、 PUR PAの文言ならびに立法経緯から、「回避原価料金は、代替電気製造を促進するための連邦 (Federal) 政府の役割の 本条の外で州法の下で課される要件に余地を残すことを含む」という(傍点、原文イタリック体)。また州最高 抜は、F 前者の、認定設備(QFs)からの州の電気購入料金の定めは、PURPAと直接衝突(direct conflict)との被上

連邦のPURPAに基づくインセンティヴを拡大するために用いられ得ると決定しており、PURPA実旋を議会から委託され ERCは、 その規則前文において、この分野での州の独立のもしくは補充的規定は、PURPAによって取って代られない FERCの解釈は、専断・恣意・裁量濫用が無い限り、〔裁判所によっても〕 通常従われるべきである(〔本

代替エネルギー生産を促進させるという同一(identical)のものであり、州法がPURPAの目標を妨げることはないと判示す 電気事業者の需要家の料金低下 (rate saving) 効果を達成できなくても、当州での必要性に適合する方法で、代替エネルギー生 電を促進するというPURPAの当初の目標には反しないと言うのである。同様に、一キロワット時六セントの州法上の料金は け入れた(AEP判決)。したがって、たとえ料金低下(rate saving)を達成できなくても、コージェネレーション・小規模発 用された〔購入〕料金が、料金低下(ratesaving)〔効果〕を定めていなくとも、FERCは、電気事業者の需要家の利益を考慮 ぎり低い合理的料金(the lowest possible reasonble rate)の採用とは言っていない(〔本稿本節一の〕AEP判決)。 稿本節一の〕AEP判決)という(63 N.Y. 2d at 435-6)。 との上訴・州公益事業委員会の主張に対しては、(コージェネレーション等の)オン・サイト発電者からの電気事業者への卸売 「購入者」(電気事業者)を区別して論じる見解は、擁護されないとする。第二に、州際通商(interstate commerce)に該当しない 事業委員会の主張第一点の、 産を促進するものなので、PURPAの目標に反するものでは決してないという 金が有意義なインセンティヴを与えることが重要であるとする一方、化石燃料への依存度を下げ、エネルギーの消費効率を上げ (consider) したので全回避原価規則は支持されるという。FERCは〔適格認定設備(QFs)からの電気事業者の電気〕 の要素 (one factor)」に過ぎず、連邦最高裁も、同法の「電気事業者の需要家にとって適正で合理的」という規定は、可能なか の需用家の利益はFERCが連邦機関によって課せられる最高料金としての全回避原価規則を定立するときに考慮すべき「一つ る。「〔被上訴〕の申立て会社は、PURPA全体の目的の重要性の解釈を誤ったもの」というのである。すなわち、電気事業者 次いで、州最高裁は、本件州法がPURPAの目標を妨げるとの被上訴会社主張に関して、州法の目的もPURPAの目的も 電気事業者の需要家と、国家全体としても利益だと主張したが、連邦最高裁は、このFERC見解を合理的として受 後者の、州適格認定設備からの購入義務付けが、FPAによって先占されているかどうかにつき、上訴・州 連邦の先占に屆する電気卸売りの「販売者」(オン・サイト発電者)への規制と、 (63 N.Y. 2d. at 437-8) 同一の取引きの

州規制の基礎は電気の流れに

りが純粋に州内消費のためということは(少なくとも一部について)ありえないことではないが、

関する科学的な証明を必要であり(See FPC v. Florida Power & Light Co.)、委員会の決定においては、よりどころにされて いない。従って、この点の委員会決定は誤りであるとした (63 N.Y. 2d at 410-1)。

「実体的連邦問題の欠如 (want of a substantial federal question)」のために、本件上告を却下した。本件判旨は、上告 ブラックマン(Blackmun)判事がこれに同調している。なお、裁判官の内、Powell 判事は本件決定に加わって いな 却下判決のため、判例集上特に判決理由は明らかではない。ただし、ホワイト(White)判事が右多数意見に反対し、 右州最高裁判決ののち、事件は、連邦最高裁判所に持 ち込 まれた。連邦最高裁判所は、一九八五年三月二五日、

debate) であるという意味と、且つ重要 (important) という二つの意味において、「実質的 (substantial)」である。従 measure) 州に委ねられている。本件は正しく、「州が、事業者に義務的購入に全回避原価 (full avoided cost) よりも 〔州裁判所の〕決定は一致しない。また、上訴会社は、ニューヨーク州の他、一〇州が全回避原価を上回る 支払い に ザス州最高敖は、逆に、州公益事業規制委員会は回避原価より高い料金を定め得ないと判示する。このように二州の としてでなく、補充関係としてみて、「これら技術のより促進をもたらす料金を規定する法もしく は 規則の制定は、 多額を支払うことを要求し得るかどうか」が問題である。ニューヨーク州最高裁は、PURPAと州法とを矛盾関係 非伝統的設備からの電気購入を規定し(FERC v. Mississippi)、その購入料金を、FERCは、「全回避原価」とした 権限があるか支払いを要求すると指摘する。本件での 連邦問題(federal question)は、 〔州〕固有の権限下で自由」として連邦料金(全回避原価)を下回るもののみ、「連邦法に屈する」とする。他方、 (American Paper Inc. v. American Electric Power Serv. Corp.)。PURPAは連邦法だが、その実施は、大きく (in large い。以下、とくにホワイト判事の反対意見を紹介しておこう。 すなわち、ホワイト判事によれば、PURPAはエネルギー危機への連邦議会の責任の一部として、電気事業者の なお論争が未解決 (open to

している。

この争点は未だ解決されていない」としていた。

一通りの可能性に言及するが、

彼は、

PURPA類似の州法を制定することから議会は先占しなかったともほのめか

って、当法廷の結論に反対である (105 S. Ct. at 1831-3)。 (?)

かどうかが争われたものである 本件訴訟は、 同条に従ってなされた州公益事業委員会の電気事業者に対する命令が、連邦の先占に抵触して違法 ①でみたように、連邦のPURPAとほぼ同趣旨の規定が、 ニューヨーク州の公益事業法六六条

規制機関に基準を課し得るかどうかの争点を取り除いた」ことにあると指摘していた。本件の「一キロワット時六セ 連邦が〕先占しているとの進んだ議論がある。FERC対ミシシッピの多数意見は、右主張に反対のようにみえる。 る』と主張した (45 Fed. Reg. 12, 221(1980)。 PURPAは〔州が〕より高い料金基準を設定することを州に〔対して たらすであろう料金を規定する〔州〕法若しくは〔州〕規則を制定することは、州はその自己の権限の下で自由であ URPAの下で規則を制定したときに、FERCは、『〔コージェネレーションと小規模発電の〕より大なる促進をも ントの最低販売料金」は、正しく右の第一点にかかわる争点である。すなわち、Martinは、「PURPAには、州に 妨げられなかった」こと、第二に「連邦政府からよりもむしろ州からの州規制機関への権限の承認は、連邦政府が州 小規模発電を促進するために、PURPAに見い出されるよりも以上に電気事業者により大きな要求を命じることを と呼ばれるものである。Martin は、ミニPURPAの意義として、第一に「州は、コージェネレーションならび に 〔法廷意見の〕 ブラックマン判事は、 このようなPURPAに類似した州法が、幾つかの州で制定されたが、これらは「ミニPURPA (mini-PURPA's)」 (PURPAにおける最高〔料金〕水準)よりも高い料金を設定することを禁止する規定は存在しない。 コージェネレーションと小規模発電とを促進するための分野を先占 する 議会の Р

FERC が規則制定時に右の問題をどう考えたのかの、二段階に分けて考えなければならないだろう。 分原価 (incremental cost)」(すなわちFERC規則の「全回避原価」)を「上限 (upper limit)」と考えたのか否か、 ワット時六セントの最低販売料金の適法性の問題は、 第一に連邦議会がPURPAを立法するときに、 第二に

院 与えられていた ネレーション設置者と小規模発電設置者とが、この言葉ならびに本条実施の規則によって、伝統的に電気料金申請 で電気エネルギーを受ける電気の需要家の利益を保護することに注意する意味で解釈されるつもりである。 の規則制定をうたった〕本条a項のもとで規則を規定するのに議会が〔FERCに〕課する要件を扱う。…… 定したPURPA二一○条b項に関してであって、「〔本〕項は、FERCが〔コージェネレーション等の促進のため なった解釈を行っている。 替電気エネルギーの増分費用〔という〕上述のより低い料金を超える 料金(at a rate which exceeds the lower of the の料金申請と同様の吟味によって負担を負わせるべきではなく、むしろより負担の少ない方法によるべきであるとい レーションまたは小規模発電の電気の電気事業者による購入に対して適用されるべき料金水準の吟味は、 の意図ではない。……協議会は、本条のもとでコージェネレーションは促進されるべきで、そのために、 からの購入に要求される料金のこの制限は、本条のもとで (under this section) 電気事業者が電気エネルギーの購入を rate described above) で購入することを要求されたいと宣言する。 第一の議会での議論は、 協議会は『電気事業者の需要家に適正で合理的 (just and reasonable)』との語法は、 ンまたは小規模発電設備から、電気事業者の需要家に公正で合理的で、公共の利益にかない、 明らかにすることを欲する。……本項はさらに、電気事業者は、電気エネルギーを適格認定コージェネレ 〔販売〕電気から受取るべき何が適正で合理的な料金かの吟味のタイプの対象になることは、 一審のニューヨーク州上訴裁判所も州最高裁判所も全く同一の議会文書を引用しつつ、 問題の箇所は、 電気事業者のコージェネレーション等からの電気購入料金の決定原則を規 コージェネレーションまたは小規模発電設備設置者 公正な料金(at equitable rate) 非差別的で、 コージェ 電気事業者 コージェ 協議会 異 ネ

あった。

この初期の段階において、委員会にとって……コージェネレーションと小規模発電の促進の最大のインセン

原価よりも多額のものを決定する文脈」で述べられたものではない。ただ、右AEP判決の「PURPA二一〇条の(二) 準での料金設定によって生み出され得る需要家の料金低減の考慮を命令する解釈がされるべき」として、全回避原 用することは、電気事業者の需要家の利益にもなり得るので、PURPAに抵触しないと結論づけた。その注記にお 州法上の(少なくも制定時時点での)上積み料金は、連邦の先占には属さないという (63 N. Y. 2d at 435-6; 483 N. Y. S. 1750, at 97-98, reprinted in 1978 U.S. Cope Cong. & Ap. News 7797, 7831-2) と述べている部分(傍点引用者)である。 要求され得る料金の上限(upper limit)として働くことを意味する。協議会は、 よりも低い料金の需用家へのメリットについては一応議論している (461 US at 415, n. 9) が、本件のような「全回避 ならない。『適正で合理的』という文言が単に余計な文句とみなされないならば、制定法上の最高限度よりも低い とどまるので、上限の旨の規定も、「本条のもとで (under this section)」のFERC規則の上限にとど まり、本件 『適正で合理的』という文言は、電気事業者の需用家の料金引下げの可能性を考慮することをPURPAが 要求し 基本的な目的 いて「全回避原価が必然的にPURPA二一○条b項の意味の範囲内で『電気事業者の需要家に適正で合理的』とは 金を設定できるとすると、そのような〔電気事業者の需要家の〕料金引下げは不可能である」という (471 NYS 2d いると解釈する」との(本節一の)AEP判決 (461 US at 415, n. 9) を引いた上で、「もしも州が回避原価を超える料 審判決は、右の増分費用が「上限 (upper limit)」との表現を決め手に使い、且つ、「「PURPA」二一〇条項bの これに対して州最高裁は、本項が「FERCが……規則を規定するのに議会が〔FERCに〕課する要件」に ンまたは小規模発電設備者が、電気事業者タイプの規制の対象になる意図はない」(HR Conf Rep No. 先の連邦最高裁のAEP判決は、「増分費用」と同義語として用いられた「全回避原価」をFERCが採 (basic purpose) は、コージェネレーションと小規模発電の利用の普及と、化石燃料への依存度の低下に 委員会の規則のもとで、 = ージェ 水 at

ı ネレーションのために料金設定において最優先の関心は、より高い料金によって新規施設を促進することであり、 ィヴを規定することは、 ーヨーク 【一審】裁判所が要求したような電気事業者の需要家の料金低減ではないと、合意しているようにみえ 合理的であった」との結論部分 (461 US at 417-8) に力点を置いて、「この言明は、 コージ

る」との見解もある。 委員会規則の前文 第二のFERCの解釈は、 (Preamble to FERC Rules) で述べられており、「当委員会は、購入料金を、PURPA二一〇条に 州最高裁が注記で引用する (63 N.Y. 2d at 436, n. 8; 483 NYS 2d at 157, n. 8) ように、

PA二一〇条のもとで述べられた規則は、 して、全回避原価を超える料金を州が独自に定めることを、明確に容認している(傍点引用者)。すなわち、 し規則を制定することから、自由である。しかし、連邦の基準を下回る料金を規定する州法ないし規則は、 づいて、これら〔コージェネレーションと小規模発電〕技術のより大きな促進をもたらす料金を定める〔州〕法ない よって要求されるように、 コージェネレーションと小規模発電の促進のために適切と信じる水準で設定した。 制定法上の諸変数 (parameters) の対象ではあるが、州は、固有の権限に基 P U R

等の促進のために、少なくも過渡的には右限度を超える州の定めを適法と扱うべきか、それとも抵触して違法かどう は、解釈が分れ得ると言う意味で、必ずしも決め手にはならないが、FERCの見解に立つ限り、連邦の先占には属 ○条も項が、「増分費用」という「最高限度」を法定したとの見解が正当であったとすると、 さない問題であることが、導き出された。仮に、議会文書の理解としては、本件一審判決のように、PURPA二一 のうち、「六セントの最低販売料金」に関して、FERCは、連邦の先占問題とはみていないのである。 術に必要な促進を規定するのに失敗し、連邦法に道を譲らねばならない」(45 Fed. Reg. 12, 2-14, 12, 221-2, (1980)) と 右に述べたことから、「六セントの最低販売料金」が、連邦の先占事項として抵触するか否かにつ いて、 つまりは、FERCの見解が、PURPAと整合性を保ち得るかどうかが、審査されるべきである。ところが、 コージェネレーショ これら技 本件争点

を超える州法が存在しても、 本件連邦最高裁は、「実体的連邦問題の欠如 (want of a substantial federal question)」を理由に、 正面切った連邦裁の判断はうかがえない。しかし、 連邦の先占事項ではなく、州の主権に基づく立法に委ね、 ホワイト反対意見と併せ読むと、 連邦問題としては判断する必 本件のように全回 本件上告を却下した

要がないということで、却下したものと解釈すべきなのだろうか

うのである。 これには、 されるべき」との見解に立つものである。第二に、仮に一部電気が州から出ていっても、 最高裁も、ともにこれに該当するので、本件命令を違法とした、もっとも、 energy at wholesale in interstate commerce)」(傍点引用者。16 USC §824(b))を規制権限としている。 適格認定設備 (QFs) に関してまで電気事業者に電気の購入を義務付ける命令が、連邦の先占に抵触して違法かどうか 定設備の電気事業者への「州際通商における卸売りの電気販売」に該当し、 に副次的効果 轄権の最初の決定は、『法的または統治上の基準よりもむしろ、工学的科学的な電気エネルギーの流 (purely intrastate)であることを科学的に立証することである、これは。フロリダ・パワー&ライト社判決における「管 益事業委員会が立証すれば、 員会 (FERC) は、 である。すなわち、 本件訴訟の第二の争点は、 これらの点を州公益事業委員会が立証しないかぎり、 (incidental effect on interstate commerce) を持つのみであると立証出来れば、 「州際通商における電気エネルギーの輸送と、州際通商における卸売りの電気販売(sale of electric 連邦動力法 (FPA) によれば、 アルカンザス電気組合判決の見解を援用している (63 N.Y. 2d 連邦の先占に抵触しないとしている。すなわち、 ①でみたように、 連邦法令上の適格認定設備 かつての連邦動力委員会(FPC)、現在の連邦エネルギ 適格認定設備からの電気事業者の購入は、 後者の州最高裁は、以下のことを州公 (QFs) に該当しない純然たる州法上の 第一に、 at 440, 441 州の規制が、 通商条項に違反しないとい 当該販売が、 Ħ 本件の n 単に州際通商 に従って』 純粋に ー規制委 適格認 b

従って、

連邦法の先占に属すというので

N.Y. 2d

at 441) のである

法上且つ州法上の「適格認定設備(QFs)」からの電気購入のみを、電気事業者に義務付けることが出来るとした り資格者を規定したことにもなるという論法である。そこで、州最高裁は、結論的には、州公益事業委員会は、 ある。言わば、適格認定設備基準は、 (反面、PURPA二一○糸によって電気事業者側の購入義務を伴う)電気の州際卸売

- (-) N.Y. Public Service Law, §66-c, subd. 1, (Mckinney Supp. 1988)
- (2) 筆者が昨年の海外調査の際、ニューヨーク州公益事業委員会で聞いたところでは、一九八〇年に右規定を追加した時点の
- 「全回避原価」は、一キロワット時ほぼ五ないし五・二五セント程度であったと言う。
- 3 同州の場合、連邦法と別個に、州法上の適格認定設備(QFs)基準を設けた。Public Service Law, § 2, subd. 2-b,
- 4 訴訟の被告州公益事業委員会側には、ブルックリン・ユニオン・ガス社 (Brooklin Union Gas Co.) が、訴訟参加している。 Consolidated Edison Co. of New York v. Pub. Serv. Com'n of New York, 471 N. Y.S. 2d 684 (1983). なお、
- (15) Same, 483 N.Y.S. 2d 153, 63 N.Y. 2d. 424 (1984).
- (7) Consolidated Edison Co. of New York v. Pub. Serv. Com'n of(6) 本稿本節二(2)において詳述する。
- Consolidated Edison Co. of New York v. Pub. Serv. Com'n of New York, 105 S. Ct. 1831, (1985)
- (8)「先占(premption)」は、合衆国憲法第六章第二項の最高法規性から導かれ、「連邦の規制が優先し、そのために、 接的衝突もしくは矛盾が存在するときに起る他の種類の〔州法〕排除と区別されてきた」 (483 N. Y.S. 2d at 156, n. 5)。 頁(一九八三年)参照)。『伝統的に『先占 (premption)』という言葉は、包括的な連邦の立法権に表された明示もしくは黙示 の分野においては規制の権限を有しないと解される場合」である(塚本重頼・長内了『注解アメリカ憲法・増訂版』一五一 の〔連邦〕議会のそのような意思に基づき州法を排除することを呼んでいた。このタイプの『先占』は、連邦法と州法との直 州はそ
- 9 Production, 11 Bos. Envil. Aff. 149, 171-2, 192-3 (1983). Martin, Problems with PURPA: The Need for State Legislation to Encourage Cogeneration and Small Power
- 10 する記述ではない。筆者のみるところ、ミシシッピ判決は、連邦の「先占」の可能性として、第一に連邦法と矛盾抵触する州 Id. at 171, n. 199. 但し、彼が引用する判例集の該当箇所 (456 U.S. at 771) は、本件で問題のPURPA第二部に関

合とがあり、PURPAは、 法に対して先占する場合と、第二に完全に連邦が電気事業者とコージェネレーション設置者との取引きそのものを規制する場 前者だと言っている (456 U.S. at 759) のにとどまるのではなかろうか

- (\(\pi\)) Cogeneration Rates: The Present and Future of Full Avoided Costs, Pub. Util. Fort. May 10, 1984 at
- FPC v. Florida Power & Light Co., 404 U.S. 453, 455; 30 L. Ed. 2d 600 (1972).

委員会の管轄を認めた事件である。 パワープールに加わっていたため、同社は、右パワープールを通じて他州に電気を輸送しているとして、(当時の)連邦動力 フロリダ・パワー&ライト社は州内(intrastate)の設備のみを有していたが、同時にジョージア州の電気事業者と連系する

(\(\text{\tin}\text{\tetx{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\tet ……『そのような通商に課せられる負担が、推定される地方的利益の関係で、明らかに過剰というものではない』……加盟組 件命令の合憲性が争われた。連邦最高裁は、委員会による本件料金規制が「州際通商に副次的効果を有するかも知れないが、 料金に管轄権を有する旨の命令を発したが、本件組合の卸売り料金規制がFPAによって連邦に先占されている等として、本 対して電気を卸売りしていた。本件組合は、他州事業者と州際グリッド契約を結んではいたが、同州内の自己(が一部ないし 組合(以下「本件組合」)は、最終需要家に電気を供給するアルカンザス州内の加盟一七農村電気組合(以下「加盟組合」)に 395) として、委員会命令は合憲であると判示した。 のということが、想像も及ばないことではない。しかし……我々はそのような仮定的可能性を許す積りはない」(461 U.S. at とは真実である。……委員会によって要求される特定の料金構造が、電力の州際市場をはっきりと阻害するほどに非合理なも 合に徴収する本件組合の料金の規制は、本件組合もその一部をなす州際グリッドの料金構造にいくらかの影響を持つだろうこ 全部を所有する)発電所から殆どの電気を得たうえ、発電量の殆どを加盟組合に販売していた。州公益事業委員会は、右販売 アルカンザス電気

(11) オキシデンタル・ケミカル社対州公益事業委員会事件

にそれ以降に開発されるそのような〔代替エネルギー製造・コージェネレーション・小水力〕設備 (facility developed 一九八〇年の州公益事業法六六条のCは、 前述((イ)①)のように、「委員会は、一九八〇年六月二六日現在 らび

(一九八○年六月二六日) 以降の設備に限って最低販売料金の対象施設にするとしている。本件のオキシデンタル・ケミ(1) on or after June twentysix, nineteen hundred eighty) どれでもからの電気購入を、……少なくとも一キロワット時六セ 質的に設計され建築された」と解するので、「右時点以降に着手 (start) され、決して実質的には建設 されて いない ントの最低販売料金 (minimum sales price) を設定〔することを要求せねばならない〕」として (傍点引用者)、一定時点 カル社対州公益事業委員会は、右の「開発され (developed)」の意味が争われた事件である。すなわち、委員会は「実

味を含まず、単に通常の文理解釈と立法意図の分析によるとして、委員会解釈に拘束されないと判示した上で、第二 に本条は、単に新設備の開発を促進するだけでなく、そのような設備の完全な利用 も 意図 して おり、また国語上も 州上訴裁判所は、第一に本条の「開発され (developed)」は、〔裁判所が〕行政解釈を尊重すべきよ うな技術的

「開発 (developed)」は「資源を実際に利用可能にする」と解される等として、右時点に発電能力を得ていない施設は

(less than constructed) 設備」に限るというのである。

N. Y. Public Service Law, § 66-c, subd. 1, (Mckinney Supp. 1988)

含まれる旨、判示した (N.Y.S. 2d at 218-9)。

気と蒸気とを生産する設備を有する原告会社が、一九八二年に州公益事業委員会に対して、原告会社の右施設からの電気を地 千万ドルが費され、 た。問題の施設は、一九七八年に建設が開始され、本条規定が追加された八〇年には全体一億ドルの建設費のうち七ないし八 元ナイアガラ・モホーク電力社が一キロ時六セントで購入するよう申請した。委員会は、本件施設は、本条に該当しないとし Occidental Chemical v. Pub. Serv. Com'n, 499 N.Y.S. 2d 214 (1986). 化学プラントに隣接させて、都市ゴミから電 同年六月二六日に〔運転〕試験は完了しておらず、電気事業者への売電は同年九月に可能となったもので

(2) カンザス州

- 7 カンザス・シティ・パワー&ライト社対州企業委員会事件
- 持することにおいて、州最高裁はカンザス州最高裁と矛盾する」と述べられていた (105 S Ct at 1832) コン・エディ社事件の連邦最高裁のホワイト判事の反対意見(本節二(1)(イ)①)に、「ニューヨーク州州法を支 のが、 本件で
- 実施するための規則制定の管轄権を州企業委員会 (state corporation commission、以下「委員会」) に与える規定である。 ネルギーとコージェネレーション・小規模発電の必要性を認めて、PURPAならびにFERC規則の要求に合致し 一九七九年、カンザス州においても、 いわゆるミニPURPAに当る州法の規定が設けられた。一つは、
- よって発電された余剰電力 (excess electrical power) を電気事業者のシステムに給電する目的のための機器を電気事業 者の配電・ 売り電気サービスを行う全ての事業者は、その事業者の需要家であって、その〔自家発〕エネルギー生産システムに 他の一つは、「並列発電サーヴィス法(Parallel Generation Services Act)」とも呼ばれているもので、「当州において小 計量システムに取付けまたは接続し得る者の申請に基づいて、当該需要家と並列発電サービス(parallel
- 業者は、 で公正な (fair and equitable) 報酬に関する規定と、以下の約定と条件とを、含むものでなければならない。 的電気事 はないが、月々の需要家の〔電気事業者からの〕請求への、需要家により事業者への供給されたエネルギーへの適正 〔料金〕請求のため必要なメーターと関連機器を提供し、所有し保守しなければならない。 加えて、

generation service)の契約を結ばねばならない。……全てのそのような契約は、〔契約条項は〕それに限られるもので

対象とならねばならない。」との規定である(傍点引用者)。すなわち、 別な合意を要求できる。いかなるそのような契約の下でのサービスも州企業委員会に記録されて事業者の規則規制の 保安措置等を契約の条項に織込ませ、「両当事者が契約の約定に合意しないときに、委員会は紛争を解決する管轄権 の約定・条件を設定しなければならない。……d)事業者は並列発電の技術的ならびに安全上の側面に関する条件の特 かなるそのような契約の約定・条件に合意出来ないいかなる場合においても、州企業委員会がそのような契約のため 業者の負担なしに、 置(lock and seals)、 剰電力の生産を中止〕することを需要家に要求する権利を有しなければならない。 0需要家は、電気事業者のシステ ムと並列で発電の操業のために適切として要求されるような電気事業者によって指定される 継電器 (relays)、 [消費] 設備の負荷よりも多くない量にまで [自家] 遮断器 (breaker)、 備付け、取付け、 適切に操作・保守し、修理しなければならない。 自動同期装置 (automatic synchronizer) その他統制ならびに保護装置を、 発電設備からの電気エネルギーの生産を制限 自家発との連系(並列運転)とそれに伴う料金、 需要家と電気事業者とが、 電気事

明された議会の意思に従ってコージェネレーション等を続けるが、主に(primary)州法を頼みにすると述べた。委員会は、そ と無縁の一部を修正したのみで、原命令を確認した。そこで、本件会社は、コージェネレーション等の普及促進のため立案され ス・シティ・パワー&ライト社(以下「本件会社」)は、右命令の再審理を申請し、同年一一月五日、委員会は、本件訴訟の争点 の命令において、 委員会はPURPAをめぐり当時係争中の(旧稿)ミシシッピ事件と(本稿本節一)AEP事件を認識しており、PURPAに表 た契約の下で課せられる委員会の固定料金命令を争い、地裁に出訴した。八三年五月一二日、地裁は、委員会命令を支持したた 本件会社が上訴し、本件命令の違法理由として、第一に委員会が本件命令において法令上の権限を超えたこと、第二に本件 回避原価に基づく料金決定は不可能であり、州法下の権限により、回避原価とは異なる基準で料金を決定した。カンザ 一九八二年四月二八日、委員会は、コージェネレーションと小規模発電の普及促進のための命令を発したが、 FERC規則下でコージェネレーション等に支払われるべき料金は、回避原価に基づくべきことを認めるけれ

が与えられた」と解されたのである (676 P. 2d at 766)。

į

主張した (676 P. 2d at 767)。 命令が不法恣意、専断、第三に会社の契約の自由を違憲に侵害すること、第四に正当な補償なく会社の財産を収用すること等を

連邦規則に抵触し違法と判示したのである。高い料金を規定していたことを認める」。したがって、本件会社主張の他の点を判断するまでもなく、本件委員会命令は連邦法、高い料金を規定していたことを認める」。したがって、本件会社主張の他の点を判断するまでもなく、本件委員会命令は連邦法、 得られていない。……〔しかも〕委員会は、コージェネレーション等の契約のために制定された〔本件〕規制が回避原価よりも 除外が得られないならば、それに従わない州の行為を排除するか先占する。……本件でFERCから適用除外は委員会によって づく料金よりも高い料金で購入することを要求することは出来ない。……PURPAならびにFERC規則の要件は、もし適用 域の分野を先占し、州規制機関たる委員会は、本件会社にコージェネレーション等から電気を、連邦で規制された回避原価に基 したという理解に立って、本件を処理している(傍点、原文イタリック体)。すなわち、『連邦法はコージェネレーション等の領 の特別な契約上の合意が存在しないときには、回避原価規則を適用しなければならない(must)ということを意味する」と解 ならびに連邦規則実施において、FERCにより承認された適用除外(waiver)が存在しないか、又は回避原価以下の料金設定 **[判旨] 州最高裁は、先のAEP連邦最高裁判決(本節一)が、「PURPAならびに 連邦規則は、州規制機関はPURPA**

capacity credit を規定していたという。そして、本判決を受けて、委員会は、八四年一○月一五日の命令において、(5) は、本件当時過剰設備を有していたが、将来不確かで且つ新規発電所建設が期待されなかったために、委員会命令は いので不明であるが、結果としては、全回避原価を超える料金を設定したものである。同州においては、電気事業者 一○○Kw以下の〔自家発〕設備につき、もし〔電気事業者が当該設備から電気を購入することによって事業者の〕 本件において、州委員会が、回避原価方式によらないでどのように料金算定を行ったのかは判例集に出てい

53

することによって設備費を回避出来ることが示されれば、交渉された設備費用支払いを受け取ることを要求する旨、 とを述べる料金表を提出することを要求し、一○○Kwを超える設備につき、電気事業者が当該設備から電気を購入 設備費用 (cpaciaty cost) が回避され得るなら両当事者間で設備費用支払い (capacity payment) が交渉されるというこ

号)の合意の存在しないときに適用される料金を設定したものである」とする部分である (461 U.S. at 416)。しかし、 思えるようには硬直的 (inflexible) なものではない」として同規則自体の定める適用除外規定と、契約当事者の合意に が残されているのかどうかまで、検討した事案ではないのである。その意味では、AEP判決は、必ずしも本件の決 提にした上で、ポリス・パワーの発動としての公益事業規則として、州(委員会)に全回避原価を超える料金決定権限 判決が右FERC規則を引用したものなのかどうかは、明確ではない。何よりも、AEPでは、全回避原価規則を前 外の手続き規定によらない限り、委員会に全回遊原価を上回る料金設定を許さないとする趣旨まで含む趣旨でAEP 適法性を議論したものであって、全回避原価を超える料金の適法性には直接言及していない。すなわち、右の適用除 よる全回避原価以下の料金の可能性を示した上で「〔FERC〕委員会規則は、単に適用除外又は特定の 契約(条項 て、設備費用を回避原価に含めることが出来るというものである。 め手に用い得ないものである。いずれにしても、ニュー・ヨーク州州最高裁のコン・エディ社判決と全く正反対の判 AEP判決は、コン・エディ社事件(本節二(1)(イ)②)でも述べたように、全回避原価規則自身のPURPAに対する 州最高裁が判決理由において参照した連邦最高裁AEP判決は、FERCの「全回避原価規則は、一見したところ

Production, 11 Bost. Envil. Aff. 149, 192 n. 369 (1983). Cf. Martin, Problems with PURPA: The Need for State Legislation to Encourage Cogeneration and Small Power 断が示されたのである。

- 2 K.S.A. 66-1, 185. 但し参照出来ず、676 P. 2d at 766 による。
- 3 K.S.A. 66-1, 184. 但し参照出来ず、Senate Bill No. 128, 1979 (K.) による
- 4 Kansas City Power & Light v. State Corp. Com'n, 676 P. 2d 764, 766-8 (1984)
- Report of The Committee On Cogeneration and Small Power Production Facilities, 5 Energy L. J. 161, 166 (1984).

規定した。すなわち、一般的に設備費用を購入料金に含めるのではなく、個別にその回避が立証され合意されて初め(6)

- (G) Report of The Committee On Cogeneration and Small Power Production Facilities, 6 Energy L.J. 307,
- (7)「もしも申請人が、〔FERC規則のうち、電気事業者とコージェネレーション等との購入料金、接続等について定めた〕 (8) ポリス・パワー (police power) は、判例法上形成された概念で、「公衆の道徳、公衆の健康、公衆の安全の保護のため、 業規制の展開(一)」『法学研究』五九巻一号とくに一○頁(一九八六年)参照。 どのような手段が適当で必要であるかを決定する州の権力」等と定義されている。藤原淳一郎「十九世紀米国における電気事 C節のいずれかの要件に従うことがコージェネレーションと小規模発電の促進のために必要でなく、さもなければPURPA 二一○条の下で要求されないということを明らかにし……たなら、適用除外を承認できる」(18 CFR § 292, 403 (b) (1983))

(ロ) カンザス・シティ・パワー&ライト社対州企業委員会事件

て、再度、訴えを提起したのである。 右の(イ)事件の原告会社(以下「本件会社」)は、今度は、右判決において示されなかった憲法上の争点に関し

正手続なしに奪うものであることにおいて、合衆国憲法ならびに同州憲法に違反すると主張した。地裁は、ニネルギー節約の国 益のために収用するものであること、第二に本件会社の契約の自由を奪うものであること、第三に本件会社の自由と財産とを適 ビス法、((イ)③の) 八四年一〇月一五日の委員会命令(以下「本件命令」)が、第一に本件会社の財産を正当な補償なく私的利 各法律命令は、連邦ならびに州のエネルギー目標に関係し、違憲ではないと判示した。州控訴密をバイパスして、事件は州最高 家的利益のためと、電気事業が連邦ならびに州のポリス・パワー(police power)の下での規制対象であるとの事実から、本件 【事実】 本件会社は、PURPA、同法施行のFERC規則、連邦天然ガス政策法(NGPA)、((イ)②の) 州並列発電サー

原価を支払わねばならず、右の徴収された金への「正当な補償(just compensation)」を受取っていないこと、第二に、正当な な主張として、第一に、本件会社はコージェネレーション等設置者から受取った必要でも欲しくもないエネルギーのために回避

本件会社は、右の主張第一点にあった本件会社の財産を正当な補償なく収用するものであるとの論点について、さらに具体的

びに輸入石油の発電用使用の削減であり、本件会社は、既に九六%以上を石炭から発電している。ところが、コージェネレーシ 的関係 (real and substantial relation) を欠くものであるとする。というのは、PURPAの基本的な目標は希少天然ガスなら 正手続き」違反であると主張した(Id. at 26)。 最後に主張第三点の本件会社の自由と財産とを適正手続なしに奪うとの論点に が出来ないこと、第二に契約の強制的形成と実施とは「収用」条項違反であること、第三に、契約の強制的形成と実施とは「適 具体的には、第一に制定法が契約を規定するので、本件会社はコージェネレーション等設置者と自身の契約をつくりあげること 張した (715 P. 2d at 23-4, 26)。次に、主張第二点の本件会社の契約の自由 (freedom of contract) を奪うとの論点について、 forego use of its generating capacity)ことを要求され、さらにコージェネレーション等からの電気輸送のために送配電線に ェネレーション等から電気を受けると、本件会社は正当な補償なく、自らの発電能力を無為にするか使用を見合せる (idle or への侵入(intrusion)を蒙り、私人に正当な補償なく送配電ネット・ワークを物理的に使用させるということ、第三に、 "ン等設置者はなお天然ガス又は石油を使用する権利を有し、その結果、本件会社はそれら天然ガス又は石油を使用するコージ 余裕 (room) をみておかねばならないことにおいて、「正当な補償 (just compensation)」なき「収用 (taking)」に該当すると主 ネレーション等からの電気の購入のために、石炭火力をより低く非効率に操業しなければならないというのである(Id. at 28) 議会がその目標を達成するために用いた手段は、その表向きの目的 (ostensible end) に対して現実的実質

どうかは、未だ決定されていない (715 P. 2d at 22) として、以下のように判示した。 必要はない」が、本件会社主張のPURPAならびにFERC規則等が第五修正ならびに第十四修正(第一条)違反か 判示され、AEP判決で、PURPA施行のFERC規則の適法性が判示されたので、これらの「合憲性を判断する 州最高裁は、それまでの連邦最高裁のミシシッピ判決で、PURPAの規定が合衆国憲法第十修正違反かどうか。

RPAならびにFERC規則が合衆国憲法第五修正違反かどうかであるとする。 しも連邦法が合衆国憲法違反でないなら、州憲法違反の故をもって連邦法が違憲とは言えないので、我々が決定すべきは、PU [州最高裁判旨] 先ず、本件会社は、連邦制定法(PURPA)が、合衆国憲法ならびに州憲法に違反すると主張するが、も

補償なくコージェネレーション等と本件会社の送配電システムとの物理的接続を承認せねばならず、本件会社の送配電システム

を促進するために連邦政府が公益事業を規制し統制できることは明らかであり、「公益事業は私企業と同一の性格を有さず、 に政府規制の対象となる。PURPAの背後の目的もそのような行為を支える」という(715 P. 2d at 24)。 した事業を規制でき、公益事業の公共サービスという最重要の性格上、公共の利益を保護し、 公益事業も他の企業と同じく収用条項のもとで同一の権利を有するが、連邦政府はポリス・パワーに基づき公共の利益に関連 人民の健康、

憲の主張はメリットがないと判示した (Id. at 24-6)。 レーション等設置者に発電量をコージェネレーション設置者の〔自己使用電力〕負荷にまで制限することができることから、 (FPA二一○条、二一二条の接続の要件参照)こと、さらに((イ)②で述べた)州並列発電サーヴィス法的号で、 る電気は本件会社のものであること、本件会社は需要家への適切なサーヴィス提供が可能との保障なく接続されるものではない ジェネレーション等から本件会社への電気の移転は〔自家発〕需要家のメーターで起り、その時点でそのシステム内を輸送され 電気を送配電するもので、「侵入」ではないとする。第三の本件会社の発電・送配電設備使用を制限するとの主張に関し、 で生じていることで、いったん電気が〔自家発〕需要家のメーターを通過すると、本件会社は必要なときに自己の需要家にその 配電システムへコージェネレーション等が「侵入」することになるとの主張の点は、電気の移転は〔自家発〕 は接続費用をコージェネレーション等設置者が支払うように規定しており、本件会社は、「正当な補償」を得ているとする。送 格認定設備 P判決は、電気売買のために必要であることから、議会は通商条項のもとでの権限を適切に行使したと判示した。 から、「正当な補償」要請を充足しているとする。第二の本件会社とコージェネレーション等との連系に関し、 を含んでいるのだから、本件会社には利益であり、このような本件会社が「回避原価」に利潤を加えて需要家に請求できること cost or fixed plant cost) を含んでおらず、本件会社は右電気の需要家への再販売料金 (resale) においては、設備費用への報酬 ジェネレーション等からの購入電気の料金に関し、右新命令では、回避原価は燃料費用 (energy cost) のみで設備費用 本件会社主張の第一点の、本件会社の財産を正当な補償なく収用するとの主張のうち、 (QF_s) 設置者が州規制機関が非差別的に査定するところの接続費用を支払うというFERC規則に注目する。 第一の本件命令による本件会社の コージェネ

本件会社のコージェネレーション等設置者 57

ネ

と契約するしないの自由は、

そして、

次に本件会社の「契約の自由」を奪うとの主張第二点について、先ず「契約自由」は制限できるもので絶対的な権利では

公益事業は公共の福祉を促進するために規制の対象となるとする。

PURPA施行の規則によって破られておらず、「需要家への販売のためのコージェ

最後の本件会社の自由と財産とを適正手続なしに奪うとの主張第三点について、先ず適正条項のテストは、 販売から区別されるものではない」と判示した (Id. at 27)。

等設置者からの電気の購入は、〔本件会社のその他の仕事から〕分離されるものではなく、電気事業者の本来の事業である製造

目的との関係で合理的な関係を有し、恣意的でも差別的でもなく、適正手続きの要件を充足すると判示した(Id. at 289)。 てみると〕議会の結論への十分な支持」があると判示しており、当法廷がそうでないというのは困難であり、同法は適切な立法 PAは「〔議会により選択された手段が〕憲法により認められた目標へ合理的に適合し」、かつ、「〔立法過程の合理的基礎につい もなければ、適正手続きの要件は充足されている」ものであるとする。そして連邦最高裁は〔旧稿〕 ミシシッピ事件で、PUR を有するかどうかにあるが、他の憲法上の制約がなく適正条項の要件のみが問題になるときには、裁判所は、政策や立法の当否上の手段 (regislative means)が、求められた目標 (objective sought)に対して現実的実質的関係 (real and substantial relation) を審査する権限はなく、「もしも通過した法律が立法上の適切な立法目的との関係で合理的な関係を有し、恣意的でも差別的で 選び採られた立法

れる。 くは事柄の性質上そもそも(収用ではなく)補償を論じる余地のないものとして、本件会社の主張を退けていると解さ 明瞭には述べられていない、と言った意味では、必ずしも論理明晰な判決とは言い難い。しかし、全体の論旨の流れ には細かく立ち入らないで、仮に収用に該当したとしても、「正当な補償 (just compensation)」を得ているもの、 から見ると、本件会社主張第一点に関しては、本件がそもそも「収用 (taking)」に該当するか否かの面倒な抽象的議論 よる収用 (taking) かによって、補償の要否の議論が異なり得るとの大上段の一般論を紹介 (715 P. 2d at 25-6) しつつ 補償であるとの委員会主張を述べ、本件がポリス・パワーの行使なのか、エミネント・ドメイン (eminent domain) に ネレーション等設置者と契約するしないの本件会社の契約自由を侵害していない (Id. at 27) と言えるのか、 それを具体的に本件にどのように当てはめた積りなのかが、はっきりしないこと、第二に、何故、本件がコージ すなわち、 本件州最高裁判決は、たとえば第一に、本件はポリス・パワーの行使 (exercise of the police power) であって無 全回避原価で購入したとしても需要家に価格転嫁が可能なこと、接続に要する費用は自家発側が負 理由

直接には連邦法の合憲性しか判断していない。 違憲の主張をした筈であるが、本件判決は、 ように思われる。 のように、 本件会社への合理的な規制の範囲内にあるとの論法 (判旨が引用する Id. at 27 の委員会主張の要約) ではなかろうか。こ 気購入との方法があり、 を売り、 との一般論が前提となる。 ら結論を導いたものである。 担していること、 販売に用い得る電気を保有しなければなら」ず、そのためには本件会社は自社発電によるのと他者からの電 論旨を補って本件判旨を理解すると、 ただ、 送配電網のただ乗りではなく、 本件会社は、 PURPAは、 その上での積極的な具体論は判決にみられないが、恐らく、本件会社は、 本件会社主張第二点「契約自由」侵害に関しては、「契約自由」は絶対的権利では 当初、 公共の福祉の観点からコージェネーション等からの購入を義務付けるもので、 P U R P A 合衆国憲法違反かどうかを判断する故に州最高裁に持込まれたせい 論理の上でも、 自家発需要家メーターを通過後は電気事業者の電気であること等か FERC規則、 現実の妥当性の上でも、十分説得力あるものとなる 州法、 本件委員会命令について、それぞれ 需要家に 「電気

法とされたのは あったが、 ような気がする。 発電量をコー 起されているPURPA運用上の問題点でもある。 石油使用の適格認定設備はPURPAの究極的目標と矛盾しないか等の論点は、 たとえば、 最終的には裁判所によって支持されなかったものの、 能したとすると、 電気事業者の発電設備の一部遊休化とか、送配電システムに余裕をみなければならないとか、 長期的なインパクトに関心のあったこと、 ・ジェ (本節一で) なお、 ネレーション設置者の負荷にまで制限することができる旨の規定を置いていた。 電気事業者への十分な配慮がなされており、 本件判決時に、 既述の通りである。 本件会社は、 州の並列発電サ ただ、 また合憲性を争っている間も委員会命令には従ったことが伝え 単に農村地域の風力発電と六件の接続を要求されていたのみで 本件会社の主張点は、 最後の燃料条項に関しては、 ーヴィス法り号で、 本件会社主張の弊害は殆どない かなり詳細に問題点を指摘 機会あるごとに、 コージェネレー 連邦最高裁のAEP判決で適 仮に本規定がうま . ショ ほどに緩和される 電気事業者か 天然ガスや してい ら提

of a substantial federal question)」として、上告を却下したにとどまる。 本件会社は、さらに連邦最高裁に上告した。右上告に対して、連邦最高裁は、「実体的連邦問題の 欠如 (want

- Report, supra note 6 at 321 Report of The Committee On Cogeneration and Small Power Production Facilities, 7 Energy L.J. 183, 201 (1986).

版』一七五—六頁(一九八三年)訳 にょる。なお Large, The Supreme Court and The Taking Clanse: The Search for 当な補償なくして私有財産を公共の用途のために徴収されない」と規定する。塚本重頼・長内了『注解アメリカ憲法・増訂 合衆国憲法第五修正第五文は「何人も……また、法の正当な手続によらないで生命、自由又は財産を奪われない。また正

ならず、また、その管轄内にある人に対して法の平等な保護を拒否してはならない」と規定する。同右二〇五―六頁訳による a Better Rule, Envil L. 3(1988) 参照 合衆国憲法第十四修正第一条第三文は「……いずれの州も、法の正当な手続によらないで生命、自由又は財産を奪っては

Kansas City Power & Light Co. v. Corp. Comm'n of K., 715 P. 2d 19 (1986).

られる」。18 CFR § 292. 306 (a) (1983). 認定設備に対して査定する、類似の負荷の性質の需要家との関係で非差別的ないかなる接続費用をも支払うことを、義務付け 「各適格認定設備は、(料金規制権限を有しているいかなる電気事業者に関して)州規制機関又は非規制電気事業者が適格

(15) 適正手続き条項につき、田中英夫『英米法研究2・デュー・プロセス』(一九八七年)、丹宗昭信「財産権の保障2――デ ュー・プロセス条項の役割」『ジュリスト英米判例百選Ⅰ・公法』一四四―五頁(一九七八年)等参照:

CR Oct. 24, 1986 at 9.

Id. ならびに 93 L. Ed. 2d 4 (1986)。なお、Scalia 判事は、本件決定に加わっていない。

3 キャリフォルニア州 ――パシフィック・ガス&エレクトリック社対州公益事業委員会事件

一九七〇年代末にキャリフォルニア州では、電気事業者はすぐれて天然ガスと石油火力によっており、

もあって進まず、結果として設備余力は低下した。一九七九年一二月一九日に州公益事業委員会 (以下「委員会」) は、 を多様化しようとしたが、代替エネルギーとしての石炭は環境規制上望ましくなく、また原子力発電も遅延したこと Standard Offer 4. 以下『暫定SO4』)」を、最終版決定までの間のものとして 定 めた。この「暫定SO4」は、全回避 きた。ただ、当初は、短期契約のための三種類のひな型(「スタンダード・オファー」一ないし三)しか用意されていなか 制定を受けて、委員会は、 (QFs) は、特定のプロジェクトにより良く適合する〔スタンダード・オファーへの〕追加的約定を交渉することがで め、首尾一貫した価格決定方法の「スタンダード・オファー (Standard Offer)」を決定したのである。 なお適格認定設備 コージェネレーションを主要な可能性ある新規設備の供給源として承認している。PURPAならびにFERC規則 ったため、委員会は、 八三年九月七日に、長期(long-run)契約のための「暫定スタンダード・オファー・四 (interim 聴聞ののち、電気事業者と適格認定設備 (QFs) との間で回避原価決定の差別を排除するた

をうたっていることは、周知のところである。 (energy cost) も、短期のときの予測に基づく確定額ということで、いずれも確定額で定められることとなった。なお、(3) 原価のうち、設備費用 (capaci cost) については短期のものと同一の計算方法に よる 確定額で、且つエネルギー費用 一九八六年七月二日、委員会は最終「SO4」を決定し、この中で、全回避原価の算定方法とならんで、入札の導入

は、 件会社)がその義務を履行し、暫定SO4の約定の下で設備費とエネルギー費を設定することを求めた。というのは、 稼動 (on line)の設備に関しては、(回避原価のうち)設備費の確定額の取決めがなかったので ある。そのためこれらプ ロジェクトの資金調達上も問題を生じたというのである。同種の紛争に、サザン・キャリフォルニア・エディソン社 一九八五年に、プロジェクト開発者は、本件会社と一九九〇年までに操業開始の契約を締結したが、一九八七年以降 ② 一九八六年中頃、適格認定設備 (QFs) 開発者は、委員会に、パシフィック・ガス&エレクトリック社(以下 「本 〔約定の〕電気購入料金〔部分〕の延長は事務的なこととして、その延長に応じたが、本件会社は、拒否した。

らびに設備費請求の権限があるにとどまると主張した。 九八七年以降稼動のプロジェクトは、単に〔スタンダード・オファー・一の〕利用可能な (as-available) エネルギーな 本件会社は、その理由として、契約に「料金」を加えることは、契約を承認した委員会命令に反するものであり、

のが、本件事案である。特に同社は、現在追加設備(extra capacity)を必要とはしていないし、エネルギー費用は石(の) 延長することを要求されていると反論した。 で、右の確定料金 (fixed prices) はPURPAとFERC規則に違反し、委員会の権限を超えると主張した。それに対 油価格の低落で、全回避原価は、右決定の二ないし四倍低いもので、委員会は料金決定前に事実審型聴聞を行うべき 定の意図を破るものではないとして、さらに三年間の暫定SO4のもとでのエネルギー費用ならびに設備費用を含む して、委員会は、同社は「暫定SO4」に関する一九八三年の命令によって、契約期間の一五年間は一方的に料金を 確定購入料金(fixed payment)を命じた。これを不服として、本件会社が、右の委員会決定の再審査を求めて出訴した しかし、同年一二月、州公益事業委員会は、本件会社の右主張を認めず、料金延長は、委員会の長期確定額料金設

告を却下したにとどまった。 て全国的な不確実性が存在するだろう〕と主張した。しかし、連邦最高裁は、一九八七年一〇月五日、本件会社の上(5) 州に〔電気〕事業者に自由に命じるのに任せ……もしもこの矛盾が解決されないのならば、PURPAの施行におい 高裁が積極的に判断を示すように求めた。すなわち、「〔コン・エディ社事件での連邦最高裁の上告却下決定は〕、各 事件(本節二(1)(イ))とカンザス州事件(本節二(2)(イ))における(州)最高裁判決の矛盾を解消するために、連邦最 こで本件会社は、右判決を不服として、事件は、連邦最高裁まで持ち込まれた。本件会社は、特に、コン・エディ社 州最高裁は、八七年四月二九日、本件会社の申請を退け、回避原価の決定を委員会に任せる旨の判決を下した。そ(8)

連邦最高裁は、

門前払い決定であるうえに、筆者の手元に州最高裁の判決文がないので、

州最高裁がい

かなる

う扱ったのかは筆者には不明だし、連邦最高裁は、この争点について、またもや積極的な見解を表明しなかったので 論理で本件を処理したのかを伺うことができない。単に「暫定SO4」ならびにそれに関する 八三年の 委員会命令(福建工) 本件会社の「全回避原価」と乖離して、高く設定されているとの、本件会社の主張にある。州最高裁が、右争点をど は、本件会社に対して「暫定SO4」における料金部分を延長させた委員会決定によって命じられる料金が、現実の の解釈問題で本件が決着したとすれば、とりたてて議論するほどのものではない。少くとも本稿筆者の最大の関心事

- (2)「スタンダード・オファー・一」は、手空きの適格認定設備 (as-available QFs) すなわち電気事業者のピーク時に利用で (1) キャリフォルニア州では、「州公益事業委員会(California Public Utilities Commission)」の他に、一九七四年レーガン と略記する 「エネルギー委員会 (California Energy Commission)」が設置されている。本稿では、前者の州公益事業委員会を「委員会」 オファー・二」は、夏季ピーク時に八○%の継続を確約できるものに関する。回避原価のうち設備費は、契約期間内に確定額 KW時当りで算定され、「エネルギー費(energy payment)」は、〔購入〕時間差で三種類に分けられている。「スタンダード・ きると確約できない適格認定設備に関する。回避原価のうち、「設備費 (capacity payment)」は、ピーク時と中間ピーク時の 知事時代に、電気需給、右要請にかなう発電所認可、省エネルギー促進、州エネルギー危機への計画と指令等を権限とする
- in California Public Utilities Commission. 本資料は、昨八七年八月の海外調査時に委員会の Ajello 氏から入手したもので Fellman, The Development of Alternative Generation Resouces in California 2-3 (unpublisched manuscript, available

以下の適格認定設備のために「一」を簡略化したもので、設備費は五○%まで 削減 できる。 Cf. J.E. Ajello & で平準化され (fixed and levelized)、エネルギー費は、「一」と同様である。「スタンダード・オファー・三」は、一○○KW

- (α) Id. at 1-3
- $\widehat{4}$ Decisions on Avoided Cost Methodologies And Standard Offer Cogenertion Contracts, Pub. Util. Fort. Sep. 18, 1986 at Re Pac. Gas and Ele. Co. 76 PUR 4th. 1, (Cal. Pub. Util. Comm'n, Decision 86-07-004, July 2, 1986). Cf. Recent

札については、本稿第四節参照 46-7; Meade, Competitive Bidding and the Regulatory Balancing Act, Pub. Util. Fort. Sep. 17, 1987 at 22, 25-6. 入

- Report of the Committee on Cogeneration and Small Power Production Facilities, 8 Energy L.J. 407, 411 (1987)
- 149 (1988). Id. at 411, Report of the Committee on Cogeneration and Small Power Production Facilities, 9 Energy L.J. 145
- (~) CR Apr. 24, 1987 at 8-9.
- (∞) Report, supra note 6, at 149-50; CR Sep. 25, 1987 at 6
- (๑) CR Sep. 25, 1987 at 6.
- Pac. Gas and Elec. Co. v. Pub. Util. Comm'n of California, 108 S. Ct. 156

(4) 小括

業者もその回避原価を超える〔購入〕料金を支払う結果がもたらされることにおいて、当該アプローチがしばしば上 「一律最低購入料金 (uniform minimum purchase price)」の事案であったが、連邦最高裁の却下判決に対して、「攻撃さ 何故なら、〔回避原価〕評価と予測とは本来いかなる回避原価計算方法でも中心で、その 契約期間中 に 幾度か電気事 れる〔可能性のある〕たくさんの回避原価の計算方法に関する現存規則が未解決のままであるということを意味する. &エレクトリック社事件も、却下したのみである。なお、ニューヨーク州のコン・エディ社事件は、既述のように されたものの、連邦最高裁は、「連邦問題」でないとして、実質的判断を示さず 上告 を却下し、パシフィック・ガス の適法性という共通の争点を有したという意味でも重要と思われる三州の代表的事件に限って、検討してみた。 にまでもつれこんだという意味でも、また電気事業者の適格認定設備 (QFs) からの全回避原価を超える電気購入料金 ヨーク州コン・エディ社事件とカンザス・シティ・パワー&ライト社事件とでは、全く正反対の州最高裁判決が下 PURPA関連の訴訟は、他の州にも幾つか例があるが、本稿に与えられた紙数の関係上、ここでは、連邦最高裁

先占問題を決定していない州においては、不確実な有効性なのである」との指摘があった。 〔先占〕に関係するという事案だからである。全ゆるそのような〔回避原価計算〕方法(methodology) は、

州は州際通商 (interstate commerce) における販売において、「回避原価 (avoided cost)」を超える料金を課しえないと判 ところで今年の四月、FERCは、たとえPURPAと独立に制定された州法の下で設定された料金であっても、

購入料金だというものである。もっとも、同社は、ニューヨーク州内の需要家に六セントの効果を限ることで、 おいて、全回避原価を超える購入料金の一部が、ペンシルバニア等州の需要家に転嫁されるということになり、 州際通商 (interstate commerce) 条項に違反するとの「宣言的裁定」を求めたものである。その主張は、同社がニューヨーク州 内の適格認定設備 (QFs) から購入した料金は、同社と連系されペンシルバニア州等の電力会社二社に も流れ、卸価格の配分に 右事件は、申請会社が、「一キロワット時最低六セント」と定めているニューヨーク州法ならびにその下での委員会の命令が、 適法性を認める 州際通商違反の

可能性を示唆してはいた。

within state boaders)行われたものと解しているのである。 (2)(補理2) 類似の(いわゆるミニPURPA)州法を採用した州は、たとえ州法が全回避原価より高い購入料金を認めても、 ことを禁じているという。そして、連邦動力法(FPA)は、PURPAの下で州に権限が認められる場合を除いては、州際通 は、「申請会社が仮定するように」 たとえ購入費用が州内で回収されても、適格認定設備(QFs)の販売は、完全に州境で(wholly 業者への適格認定設備からの電気販売は、州際通商 (interstate commerce) と考えられるからであるという。さらに、FERC よる制限を逸脱できない。しかも料金が州の行為として課される限り、FERC規則は、ほとんど全ての被規制電気事業者への 商の分野の全ゆる料金決定権限を州から先占するので、州は、PURPAを守らねばならないという。したがって、PURPA 適格認定設備の電気販売に適用することとなる。何故なら、電気事業者が州際電力グリッドと連系されている限り、当該電気事 FERCは、PURPA二一○条は、州際通商における適格認定設備の電気販売に、全回避原価よりも高い料金を州が課する PURPAに

右裁定で特徴的なことは、一九八○年のFERC規則前文では、 全回避原価よりも高い料金設定の可能性を州に認

可能性は、 事業者が単に州内にとどまり、 とに端的に現れていたのである。第二に、(後に第四節で述べるように)、高すぎる購入料金の問題が実務上一つの A自体から疑う余地もなく導き出された解釈ではなかったことを指摘することができよう。その事は、なによりもコ 切れない側面を含んでいるのも事実であろう。しかし、第一に、そもそも右の一九八○年解釈は、必ずしもPURP のではあるが、一九八○年のFERC規則前文の際のFERC自身の解釈を一八○度変更したという意味では、 高裁判決自体の論理の問題点が、露呈されたものとも言えよう。本裁定は、純粋法論理からすれば、十分成立するも 回避原価(増分費用)を購入料金の上限と規定したのだから、これを超える料金を規定する州法は、違法という論理の の購入料金自体、 定設備基準はFPAで「先占」に属すると判示し、両者を使い分けたのであった。しかし、本件裁定のように、 際となりかねない。すなわち、 (Doeket No RM88-6-000)、競争入札の導入に関するFERC規則案 (Doeket No. RM88-5-000) 等を提言していることか ン・エディ社事件の一審判決と州最高裁判決とが、同一の連邦議会文書を援用しつつ、異なった結論を導いていたこ 秘められていた。その意味では、決して、突然出てきた論理と言うのではなく、いわばニューヨーク州最 一九八〇年の初期段階と現時点とでは、大きな状況変化があり、そのことが、FERCの態度の変化に作 州際通商の電気卸販売価格なので、FPAの規定上、本来連邦権限であり、しかもPURPAは(マ) FERCも、今年一九八八年三月一六日に、行政的回避原 価の決定等に関するFERC規則案 コン・エディ社事件で、州最高裁は、購入料金は連邦「先占」に属さないが、適格認 いかなる州際グリッドとも連系されていないときは別というが、実際には、 殆どが州 問題

1 Charo, Stearns & Mallory, Altenative Energy Power Production: The Impact of the Public Utility Policy Act, 11 Envrl. L. 447, 470 (1986). なお全回避原価の計算方法の問題点につき、Perer Navarro, The Dimming or

用しているとみられることである。これらの背景からして、本裁定もある程度はうなずけなくもないように思える。

勿論、

める趣旨を明らかにしていたのとは異なって、連邦の「先占」を全面に打ち出していることである。

in Electric Power: Deregulation and The Public Interest 350 (John C. Moorhouse ed. 1986) 等参照 Future of Full Avoided Cost, Pub. Util. Fort. May 10, 1984 at 55; Navarro, The Performance of Utility Commissions, America: The Real Cost of Electric Utility Regulatory Failure, 23-4 (1985); Cogeneration Rates: The Present and

- 2 ったので Pub. Uril. Fort. June 9, 1988 at 73-4 の記事によった。 Re Orange and Rockland Util., Docket No. EL87-53-000, Apr. 14 1988 (FERC) 本稿執筆時現在原価を参照できなか
- (\circ) Cf. Nantahara Power & Light Co. v. Thornburg, 106 S. Ct. 2349 (1986); Ercolano & Lesch, Narragansett Update: ragansett-Whither Pike County?, 8 Energy L.J. 1 (1987). From Washington Gas Light To Nantahala, 7 Energy L. J. 333 (1986); Nixon & Johnston, Nantahara Afirms Nar-

第三節 第三者供給の許容性

電気を供給するという選択肢が、米国で採用されているかどうかを、検討しておこう。 周知のように、米国において電気事業を新規に開設するためには、当該申請にかかる新規参入が、現在若しくは将 本稿筆者が 「第三者供給型」と呼ぶ第二のシナリオ、すなわち、コージェネレーション設置者等が、 第三者に直接

公衆の需要に応じる十分な役務の提供をなさず、もしくはなし得ないときに限られてくる。このように新規参入は容 制委員会から与えられなければならない。電気事業者には、地域的独占を与える代りに供給区域内での供給義務が課 せられていることからしても、殊に既存事業者のフランチャイズ内における新規参入申請に関しては、既存事業者が、

来の「公衆の便宜性と必要性」に適合する旨の証明(certificate of public convenience and necessity)が、州公益事業規

入すると言う形で、第三者へ電気を供給する可能性が完全に閉ざされているわけではない。 易に認められるものではないが、少なくとも制度上は、コージェネレーション設置者等が、電気事業者として新規参 しかしながら、仮に新規

われ(2) る。

考えると、 置者等が、電気事業法三条の許可を得て、一般電気事業者になると仮定したときと同様に)、供給義務 (obligation to serve) い、料金規制 Ì ジェネレーション設置者等にとって、電気事業者になることは、決して望ましい選択肢ではないと思 長期需給規制等の事業規制を受け、さらには適格認定設備 (QFs) の特典を受けられなくなること等を

参入を認められる可能性があったとしても、電気事業者になること によって、(わが国においてコージェネレーショ

のために、 用しない)自家発の自己のテナントへの供給を、予め事業規制の対象から除外している。さらに同条は 有・管理・操業・経営する全ゆる法人若しくは個人を含む」(二一八条a項)として、自家発自家使用と(公道などを使 ants) であって、他者への販売でないときを除き、この州内において〔需要を〕償うためのいかなる発電設備をも 所 庫業者、熱供給事業者を含む」と定義(二一六条)した上で、「電気事業者(electrical corporation)」の定義を設けて 事業者、電気事業者 (electrical corporation)、電話事業者、電信事業者、水道事業者、下水道事業者、波止場業者、 tion thereof) に供給もしくは配達される、全ゆる公共運送 (common carrier)、(有料)橋梁、パイプライン事業者、ガス べき規定を有している。すなわち、キャリフォルニア州公益事業法 (Public Utilities Act) は、 第三者に電気を供給するということを、認められるであろうか。この点に関して、キャリフォルニア州法が、 って送電され、単にその者の自己使用もしくはその者のテナントの使用のため (for its owen use or the use of よる規制対象となる「公益事業 (Public Utility) は、当該財・サービスが、公衆もしくはその一部 (public or any por-·ション等による発電の場合の特例として、「『電気事業者』は、次の〔各号の〕いずれか1もしくは複数の目的だけ それでは、 すなわち、「『電気事業者』は、電気が、私的財産の上でのみ発電されもしくは私的財産の上を通って発電者によ コージェネレーション技術を使用するか、電気発生のために伝来の発電源以外〔の再生可能エネルギー〕 供給区域の独占を原則とする電気事業において、電気事業者以外の者が、 自家発自家消費の枠を超えて 州公益事業委員会に ージェネ

ン設

較において、興味を引くことは言う迄もないだろう。ところで、右州法の規定は、キャリフォルニア州にかなり特有(4) 米国において「第三者供給型」のシナリオは、キャリフォルニア州法の限定的規定を除いて、採用されていない。 の規定であって、米国の他の州において同様の規定が設けられているわけではないようである。従って、 象から除外しているのである。昨年のわが国のコージェネレーションを念頭においた新たな特定供給許可基準との比 発自家使用と自己のテナントへの供給(但し同条の項のような公道等にかからないとの制約は付されていない)の他、(発電設 右のキャリフォルニア州公益事業法は、コージェネレーション又は再生可能エネルギー利用発電に関してのみ、 または個人が、他の点では電気事業者である〔という〕のでない限り、他者への販売〔目的〕のためではなく電気事 2、電気が発電される〔設備のある〕不動産もしくはそれに直接隣接する不動産における使用のためのみの、二を超 から発電をする法人または個人を含まない。1、その自己使用〔目的〕又はその tenant (賃借人) の使用〔の目的〕。 に言えば「電力会社引取り型」の採用により、 備と)同一の土地もしくは(発電設備のある不動産の)隣接地に位置する二者以内の他者への電気供給を、 るガス (landfill gas) 利用の発電に関しても、 業者又は州もしくは地方公共団体の機関への販売〔の目的〕」(同条6項。傍点引用者)と規定する。 埋め立てごみ にょ えない法人もしくは個人の使用〔の目的〕、またはそ れ への〔電気の〕販売〔の目的〕。3、〔当該発電をする〕法人 同様の適用除外規定が置かれている(同条・項1ないし3号)。 すなわち、 第三者への供給の必要性は、乏しいとも考えられる。 事業規制の対 結論的には

- 1 とくに二〇七頁以下(一九七〇年)参照 LAURENCE H. LATTMAN, ENERGY LAW 135, 144, (1983). 原田尚彦「国の企業規制と特許企業(二・完)」『立教法学』八号とく に一七四頁以下(一九六六年)、原野翹「アメリカにおける公共企業の開設の法形態」『岡山大学法学会雑誌』一九巻三・四号 ERNST GELLHORN/RICHARD J. PIERCE JR., REGUATED INDUSTRIES IN A NUTSHELL, 271, (2d 1967); DONALD N. ZILLMAN/
- 2 3 これは、昨年の海外調査において、テキサス州公益事業委員会で指摘された点でもある C.A. Public IItilities Act § 218 (West's Supp. 1988)

4 『電気とガス』三七巻一二号六頁) などを使用しない限り、電気事業者でなくても建物所有者が直接供給可能である(二一八条a項)し、発電がコージェネレー ジェネレーション』11巻一号とくに九一一〇頁(一九八八年)でも一部指摘したことでもあるが、同州法の方が柔軟で、公道 供給を(右のような意味で限定的ながら)承認するものである。ここには、コージェネレーションならびに再生可能エネルギ 能エネルギー利用の発電方式によっている限り、供給者と受電者との場所的関係と受電者の数のみを問題にした上で、第三者 資本的・人的な関係があるときに限って特定供給の対象にしているのとは全く異なり、コージェネレーションもしくは再生可 給を否定するものではないと解する余地があるが、『特殊かつ密接な関係』の存否が問われる点は、大きな相違点といえよう。 電力を一括受電をした場合については直接論じていないので、必ずしも一般論として賃貸マンション所有者に一七条の特定供 は、今回の通達のいわゆる括弧書き部分の説明の箇所で述べられているものであり、電力会社から建物所有者がバックアップ 象としない」との留保を付けている(傍点引用者。波多野淳彦「コージェネレーションに関する特定供給の取扱いについて」 用者との間に特殊かつ密接な関係があるとは認め難いので本〔電気事業法第一七条第一項のいわゆる特定供給〕許可申請の対 各戸配電形態について「一括受電形態の場合のようには建物内部の受電設備に実質的な一体性がなく、マンション所有者と使 になる。さらに加えて、殊に賃貸のアパートの場合を例に取ると、通達に付せられた「運用解説」では、(電力会社からの) わが国では、コージェネレーション設備の設置された建物と入居しているテナントとが「同一建物内」かどうかが、先ず関門 ション・システムであれば、公道使用を云々するまでもなく建物所有者が直接供給可能である(同条b項1号)。これに反して、 利用の発電方式を促進させるという法政策的判断が明確に打ち出されているといえよう。 第一の、テナントへの供給の点は、藤原淳一郎「コージェネレーション設置者の行う同一建物内への電気の供給」『コー 同一敷地内もしくは隣地の二者以内の他者への供給の点(同条b項2号)は、わが国では、 のが、上記州法との顕著な相違点となってくるであろう。もっとも上に引用の「運用解説 コンビナート等において

5 のヒアリングの際にも、 昨年の海外調査では必ずしも全州を直接調査したわけではないが、連邦エネルギー規制委員会や他の州公益事業委員会で キャリフォルニア州法が「第三者供給」を認める規定を置く唯一の例であると聞いている。

がらかがえた(本稿第二節II)。

否定的な結論であった。

その理由は、

第四節 結語——電力買い上げ制度の展望

れており、特に電気事業者のコージェネレーション等からの電気購入料金をめぐっても、根強い利害対立のあること ての問題点が解消されたと言うものではない。そのうちの幾つかは、各州での実施上の問題として、争訟に持ち込ま リック・パワー (AEP) 事件(本稿第二節一)の連邦最高裁判決によって、コージェネレーション・小規模発電の普及 討した。先ず、(旧稿の) FERC (連邦エネルギー規制委員会) 対ミシシッピ事件と、FERC対アメリカン・エレ とは異なり、一般電気事業者以外の卸電気事業者 稿を改めて詳論することにしたい。本稿第一節において筆者が提示した三つのシナリオは言りまでもなく、右の場合 ジェネレーション等を、直接もしくは子会社への出・投資方式により行う可能性も見逃すことは出来ない。右の場合 促進のためのPURPAならびにFERC規則が、合憲・適法とされた。もっとも、右両判決によって、実務上の全 を行う場合の、一般電気事業者との関係を想定して、論じたものである。 には、電気事業者の(熱供給事業)兼業・出・投資規制の問題や、競争政策上の問題も派生するが、それらは、 第二節において、PURPA(公益事業規制政策法)の下で「電力会社引取り型」をとる米国における主要判例 周知のように、 わが国でも、一般電気事業者 (電気事業法二条二項) (同条三項) 又は自家発 (六六条二項参照) がコージェネレーション等 自身が、 将来ことに燃料電池を利用して、 後日、

新規事

業者でない限り第三者への供給を認められないし、かといってコージェネレーション等設置者が電気事業者になるこ

第一に、第三者への供給は電気事業者のみがなし得るとの前提があり、

第三節において、米国で「第三者供給」が採用されているか否かを検討したが、キャリフォルニア州法を除

配電網への自由なアクセス(access to utilities' transmission lines)、換言すれば、いわゆる「託送」の自由化の要請が、(3) しているものと思われる。 米国の現行の「電力会社引取り型」を前提とした上でも、コージェネレーション側としては、特に電気事業者の送

取り型」が採用されていたため、第三者への直接供給の要請は、それほど強くなかったかも知れないこと等が、影響

第二に、従来コージェネレーション設置者にとって有利な「電力会社引

事業規制を受けてデメリットなこと、

ating capacity)の導入を提言した。今年(一九八八)二月に、FERCは、規則改正案を作成し、さらに三月には、三 設備 (QFs) 以外の独立発電者をも含めた「入札」制の導入の検討は、電気事業における「競争導入」の意味合いもあ(S) (新き3) 要請を背景にして、一九八六年六月、上院エネルギー天然資源委員会のPURPAに関する公聴会が開かれ、さらに(6) 家との間でコージェネレーションを導入しないことを条件にした電気料金の割引契約も締結される例があり、このよ の三案である。詳論は、別稿を予定しているが、ことに電気事業者の新規電力需要に対応する新規供給への適格認定 bidding) 独立発電者 (indipendent power producers)、回避原価の行政的決定 (administrative determination of avoided cost) つから成る規則制定案の告示 (notices of proposed rule makings; NOPRs) を行った。すなわち、競争的入札 (compettive 翌八七年六月一〇日、FERCの Hessee 委員長は、発電能力への競争的入札 (compettive bidding for electric gener-以前から高かった。他方、電気事業者側としては、コージェネレーション等からの電気購入料金が高すぎること、あ 今後注目していく必要があろう。他方、コージェネレーションの普及を喰い止めるため、電気事業者と大口需要 現行の電気事業者自身のコージェネレーション等の所有制限の緩和等の要請が、行われていた。このような(5) 本稿では検討課題として残している。本稿で積残した他州の判例もいずれ検討したい。

らが国情の違いからくるものか、それともわが国と共通の要因からくるものかを分析した上で、さらに現在進行形の

わが国の議論に役立たせるためには、「電力会社引取り型」の米国での従来の 実験例の 長所・短所を抽出し、それ

72

米国でのPURPA運用の見直しないし手直しの動向を見極めることが必要であろう。本稿は、右の研究を行うため

の準備作業の一つに止まらざるを得ない。

- 1 くに二六―七頁(一九八八年)参照 ォーラム』一九八七年一二月号とくに三七頁、同「公益事業の経営多角化と法規制」佐々木弘編『公益事業の多角化戦略』と 1981))。とりあえず、藤原淳一郎「コージェネレーション法制度の今後の課題――電力特定供給緩和の意義」『エネルギーフ Utilities and Solar Energy, in Legal Aspects of Solar Energy 109, 132 (John H. Minan & William H. Lawrence ed 場を有するのみならず、私企業と不公正に競争する能力を有する」との競争政策上の問題が、重要な論点になる(Cf. Laitos, 電気事業者自身がコージェネレーション等に進出するときには、「電気事業者は政府を背景にした市場における有利な立
- (2) たとえば、Einhor は、AEP判決に対して、第一に、石油ないし天然ガスを燃料に使用するコージェネレーションの存 Public Utility Regulatory Policies Act: "Just and Reasonable" to Electric Consumers? 68 Cornell L. Rev. 1267, 1277 FERC規則としては、合理的で適法との実体判断も成り立ち得よう(Cf. Note, Full Avoided Cost Pricing Under The Pricing: Who Wins? Pub. Urm. Forr. May 30, 1985 at 33, 34. 右のような批判に対して、少なくとも初期段階における が合うのか、「適切な政策づくりは、全ゆる便益と費用とを考慮しなければならない」と批判する。Einhorn, Avoided Cost 益」は「純社会的便益 (net social benefit)」と定義されるべきだが、右判決の「公共の利益」は右定義といかにしてつじつま 在は、輸入石油と天然ガスへの依存度を下げると言うFERCの意図とどのように矛盾しないものなのか、第二に「公共の利
- (\circ) cf. FERC Examines Cogeneration with Change in PURPA Regulations Possible, Pub. Util. Fort. May 14, 1987
- 用 (capacity payment) を含んでいる」こと、第二に「他の州において、〔電気事業者とコージェネレーション等設置者との〕 州内(native)電気事業者が設備能力を必要としない時にすら、また幾つかの州に おいて、電気事業者が最近過剰設備を保有 ……〔電気〕生産への公正な料金(fair price)を得ることを保障するために、注意深く計算されている。他の事案においては、 していることに対して〔電気料金認可等において〕不利に扱う時においてすら、〔回避原価に、燃料費にとどまらず〕設備費 回避原価料金がうまく機能していない」とし、回避原価規則がうまく機能しない原因として、第一に「幾つかの州において、 連邦エネルギー省 (DOE) が一九八五年に民間調査機関に行わせた調査によれば「幾つかの州で新規発電所の回避原価は、

of Avoided Cost Pricing of Cogenerated Power, 9 Energy Journal 103, 104 n. 1 (1988). 新エネルギー財団『新エネルギ ment of Energy On FERC's Docket No. RM 87-12-000, Apr. 30, 1987. なお、右調査報告書の概要は Woo, Inefficiency 者に安定的な料金信号を送るために、幾つかの州は固定回避原価を設定し、実際の費用が移るにつれて、時宜を得て右回避原 価を調整する努力を全然もしくは少ししかしない」こと等に求めている。 Cf. Dop, Comments of the United States Depart-長期契約が、実際の回避原価よりも実質的に高く終る回避原価料金で締結された」こと、第三に、「潜在的発電設備設置 ー技術の企業化条件整備に関する調査研究』一三六―七頁(未公刊、一九八七年三月)参照

(5) PURPA二○一条の「適格認定設備 (QFs)」の定義規定のなかに「(単にコージェネレーション設備または小規模発電 46)。ところで、ニューヨーク州公益事業法六○のC条は、「他の法律の規定にかかわらず、いかなるガス、電気または蒸気、 持株会社またはそれらのいかなる組み合わせによっても所有されているならば、当該設備は、電気の生産または販売に主として FERC規則は、 設の一部もしくは全部を、所有するのみか、且つ/又はその〔施設の〕操業の目的を有する子会社(subsidiary corporation) する場合の解釈が、争われた事案において、FERCは、持株会社もしくは親会社が子会社の五○%を所有せず、且つ子会社 Urn. Forr. Feb. 2, 1984 at 24)。なお、電気事業者もしくは持株会社の子会社が、コージェネレーション等の施設を所有 とって厳しすぎるか否かの問題である (Cf. Numark & Cooper, Prospects for Utility Ownership of Cogeneration, Pub. よる所有とみなされる」と規定する(傍点引用者(18 C.F.R. § 292. 206. (b) (1983))。この「五○%」条項が電気事業者に 部が所有される子会社が、設備の所有持分を有するならば、当該子会社の所有持分は電気事業者もしくは電気事業持株会社に 従事しているものによって所有されているとみなされる。もしも電気事業者もしくは電気事業持株会社によって全部または一 小規模発電〕設備の所有持分(equity interest)の五〇%以上が、一もしくは複数の電気事業者、一もしくは複数の電気事業 設備からの電気を除き)電気の生産または販売に主として従事していない人によって所有される〔施設〕」という要件があり、 によって製造される電気、ガスまたは蒸気に関わるいかなる料金、代価、サーヴィス約定、サーヴィス業務を規制する権限を る義務に応じる能力に〔惡〕影響を与えると認めない限り)留保された収益から資金調達することを認められる。いかなるそ を設立し、(委員会がそのような資金調達が当該企業がその需要家に適正で合理的な料金で 安全で 適切なサーヴィスを提供す が当該施設の五○%持分を有しないときには、適格認定設備たり得ると裁定した(Cf. Pup. Urn. Forr. June 23, 1988 at 委員会への四五日間の告知に基づいて一ないし複数のコージェネレーション、小水力または代替エネルギー生産施 右の「所有の基準(Ownership test)」として、「本条の目的のため、もしも、「コージェネレーションまたは 本章の委員会の規制から免れ、本条に特別に規定されている場合を除いて、委員会は、そのような子会社

and Small Power Production, 11 Bos. Envrt. Aff. 149, 194-5 (1983). なお、FERCは、目下「五○%」条項の廃止を (但し、電気事業者の供給区域外においては「五○%」条項を存置するかどうかも含めて)検討中という(CR July 29 at 7)。 Kinney Supp. 1988); Cf. Martin, Problems with PURPA: The Necd for State Legislation to Encourage Cogeneration 有しない」と規定して、子会社への出資割合の制限を設けていない点が注目される。N.Y. Pub. Serv. Law 66-C

- 6 掲注4・一三七頁参照 PURPA: Still Hazy After All These Years, Pub. Unit. Fort. July 10, 1986 at 33. 概要は、新エネルギー財団・前
- (7) 入札は、州への義務的提案(mandatory proposal)としてではなく、従来からの〔州公益事業委員会による〕行政的回避 Pub. UTIL. Forr. Sep. 17, 1987 at 9. 30, 31; Haman-Guild & Pfeffer, Competing Bidding for New Electric Power Supplies: Deregulation or Reregulation? News Release R-87-62; Cf. FERC Steering Steady Course Toward Deregulation, Pub. Util. Fort. July 9, 1987 at 原価決定(administrative determination of avoided cost)、私的契約(privately negotiated contract)と並ぶ第三のオプシ ョンとして提案されたものである。Hesse Outlines Competitive Bidding Options For Electric Generating Capacity, FERC
- (8) 一九八八年二月一七日に先ず規則案が出来 (CR Feb. 26, 1988 at 1) たが、この案には、州公益事業規制委員協会 (Na: tional Association of Regulatory Utility Commissioners; NARUC) が、いくつかの点で反対した (Four Days In March: 1988 at 40)° ンネストンや (Observes Predict Electric Proposals Will "Fundamentally Change" Industry, Pub. Util. Fort. Apr. 14 案を改訂したものを公表したのである(CR=Extra Mar. 17, 1988 at 1)。最終的な規則は、今年の夏乃至秋になる見込みと When NARUC Took on he FERC, Pub. Util. Fort. Mar. 31, 1988 at 25, 27-8)。次いで三月中旬に、FERCは、当初
- (9) 藤原淳一郎「米国電気事業における競争入札の導入について――FERC新規則制定問題を中心にして」(仮題)『公益事 業研究』四○巻三号(一九八九年三月刊行予定)。なお来生新「クリーム・スキミングと法──大規模単一ネットワークの維持 Acsess: The Hot Potato, Pub. Util. Forr. July 7, 1988 at. 30. の〕クリーム・スキミング問題が既に深刻化」と結論づけている部分には、若干の問題を感じなくもない。 Cf. Transmission られている。ただし、従来FERCが、託送自由化には極めて消極的なこともあって、来生教授が「アメリカでは〔電気事業 と競争」『ジュリスト増刊・ネットワーク社会と法』とくに一〇三―四頁(一九八八年)にも、最近の動向が、極く簡単に触れ

м (Cf. Pub. Util. Fort. July 21, 1988 at 47; Aug. 4, 1988 at 48.)° のように、本年になってニューヨーク、コロラド等いくつかの州で、新たに競争入札が導入されつつあるように伝えられてい もあった。Cf. Non-Utility Electricity Rising, N. Y. Times, Aug. 12, 1987 at D 3. さらに、FERCの提案に呼応するか 正式提案以前から、既にマサチューセッツ、メイン、キャリフォルニア等若干の州において、入札制が採用され、その実施例

Cf. State Regulation of "Anticogeneration" Contracts, Pub. Util. Fort. June 23, 1988 at 43

(補注1) 州最高裁判決は、判例集未登載のため、個人的に入手すべく努めた結果、同裁判所は、何らの理由も意見も述べるこ 本件会社の申請を退けたにとどまることが判明した。

別途詳論の必要があるため、別稿(補注3)の近稿において再度検討を行いたい。 本稿校正時に裁決書原文を入手出来たが、スペースの関係で、今回の加筆は断念した。 裁決の細かいニュアンス等は

(補注3) 藤原・前掲注9(『公益事業研究』四○巻三号、近稿)の他、同「ニューヨーク州における新規電気需要への入札制 導入について」『法学研究』六二巻(掲載号未定、近稿)で詳論の予定である。

(一九八八年七月二六日稿·八月二一日加筆)

書」(同研究所、一九八八年)ならびに(資源エネルギー庁公益事業部計画課)調査室「コージェネレーションに よ る電力特 定供給第一号」『電気とガス』三八巻一〇号二五頁(一九八八年)に接した。 本稿校了後、早川武夫神戸大学名誉教授を中心にAEP判決を翻訳した日本エネルギー法研究所「アメリカ判例班報告